様式第十三（第４条関係）

新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

１．確認の求めを行った年月日
令和７年１２月１日

２．回答を行った年月日
令和７年１２月２３日

３．新事業活動に係る事業の概要
照会者は、マネーフォワード　クラウド契約（以下「本サービス」という。）を国や地方公共団体における契約書の作成・署名に使用することを想定し、提供を予定している。具体的には、以下手順により契約締結を行う。

【契約締結までの流れ】
①　契約書類アップロード、契約承認者・契約書受信者の登録
○サービス利用者が本サービスにログインし、契約内容を記載したPDFファイルをクラウドサーバーにアップロードする。なお、サービス利用者以外の者は、契約書送信者となることはできない（以下では、サービス利用者を「契約書送信者」と定義する。）。
○契約書送信者が、契約書送信者の行政機関組織内又は社内（以下単に「社内」という。）で契約書確認を必要とする契約承認者を設定する。
○契約書送信者が契約書受信者の情報（氏名、メールアドレス等）を登録する。（三者間契約の場合など受信者である契約書受信者が複数人の場合もあるが、各契約書受信者について同様のプロセスで、契約書受信者に後記5.の署名が付加される。）
②　契約承認者による電子署名の付与
○契約書送信者は、本サービス上で契約書類の内容を確認し、必要に応じて承認ルートを設定した上で送信準備を行い、契約書送信者における契約承認者は、サービス上で契約書類の内容を確認及び最終承認する操作を行う。
○契約承認者が複数いる場合には、設定された契約書送信者が設定した承認ルートに従い、各契約承認者が承認操作を実行すると、個別に電子署名がPDFファイルに付与される。なお、承認実行とは、各契約承認者が承認依頼メールに記載されたURLからWeb画面へ遷移し、書類内容を確認の上、「書類内容を承認」ボタンをクリックすることを指す。
○契約書送信者の電子署名が付与された後、契約書類が契約書受信者に送信される。
○本サービスは、PAdES（PDF Advanced Electronic Signatures）形式で署名を行う。なお、契約書受信者での電子署名でも同様。
③　署名依頼の送信
○契約書送信者において契約承認者（複数の場合も含む。）が設定されている場合、すべての契約承認者による承認が完了すると、承認依頼メールが契約書受信者に送信される。
○署名依頼を受け取った契約書受信者は、メール内のリンクをクリックして、本サービスのクラウドサーバー上の契約書類にアクセスし、内容を確認する。
④　署名依頼の確認
○契約書受信者が電子ファイルの内容を確認して、本サービスの画面上に表示された「書類の内容に同意」の旨の画面上の同意ボタンをクリックする。
⑤　契約書受信者による電子署名の付与
○契約書送信者による電子署名完了後、契約書受信者で電子署名が付与される。
○契約書送信者から送信された契約書類である旨が、契約書送信者により設定された契約書

受信者に対しメールで通知される。
○署名依頼メールは、契約書送信者の電子署名完了後、原則として設定された契約書受信者に対して承認ルートの順序で送信される。
○契約書受信者は、受信した契約書類の内容を本サービス上で確認後、同意の上、本サービス上で署名操作を行う。
○契約書受信者において複数の契約承認者が設定されている場合、設定された承認ルートに従って承認操作が行われる。
○複数の契約承認者がいる場合、個々の契約承認者が承認操作を実行すると個別に電子署名がPDFファイルに付与される。
○設定された契約書受信者の承認ルートにおけるすべての契約承認者による承認操作が完了した際に、契約締結完了を示す電子署名及びタイムスタンプが契約書受信者の意思に基づきシステムにより付与され、契約締結プロセスが完了する。

⑥　契約締結及び通知
○契約書送信者及び契約書受信者の双方による電子署名処理がすべて完了した時点で、電子署名での契約締結が正式に成立する。契約締結の成立後、契約書送信者及び契約書受信者それぞれに対し、契約締結が完了した旨のメールが自動的に配信される。
○本サービスで、電子署名した署名情報はAdobe Acrobat Readerに表示される「署名パネル」で確認することができる。署名パネルの署名の詳細を確認すると、当社（注：照会者）の電子署名には、契約承認者及び契約書受信者の氏名、行政機関又は会社名、メールアドレスが記録され、さらに時刻認証業務認定事業者によるタイムスタンプが記録される仕組みとなっている。
○PDFファイルには、事前にPDFファイルをハッシュ関数で求めたハッシュ値を秘密鍵で処理した暗号文を付与しており、この暗号文を公開鍵で復号したハッシュ情報は、本来、PDFファイルを再度ハッシュ関数でハッシュ値にしたものと合致する仕組みとなっている。なお、署名処理済みのPDFファイルに改変を加えた場合、Adobe Acrobat Readerの表示画面に有効で無い旨が表示される。
○サービス利用者は、当該メール通知やサービス上の管理画面から、電子署名及びタイムスタンプが付与された最終版の電子契約ファイルを安全に確認及びダウンロードすることが可能である。

⑦　契約書の保管
○契約締結時点でPAdES形式により電子署名及びタイムスタンプが付与されることにより、10年超の長期に渡り両当事者及び第三者が締結された契約書類を改変できない状態を維持する。なお、これらの契約書PDFファイルは、自動的に本サービス上の強固なセキュリティ環境においても保管され、検索及びダウンロードすることが可能である。

⑧　暗号化措置・監視体制
○本サービスにおける暗号化措置は、物理的には当社（注：照会者）が実施するが、クラウド上での処理は契約締結を行う契約書受信者の指示に基づき自動で行われるため、当社の関与は一切なく、すべて契約締結を行う契約書受信者の意思のもとで実施される。なお、暗号化は、セコムトラストシステムズ株式会社が提供するリモート署名サービスを活用し、最終的なPDFファイルに署名検証用の証明書（公開鍵）を付与することで実施する。
○本サービスのシステム運用においては、当社（注：照会者）内部の従業者の人為的ミス等により契約書受信者の意図しない署名処理が行われないよう、当社システム管理責任者のみに限定し内部機器へのアクセス権限管理とログ監視を実施している。

４．確認の求めの内容
（１）照会者が提供する本サービスによる電子署名が、電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号。以下「電子署名法」という。）第２条第１項に定める電子署名に該当し、これを引用する契約事務取扱規則（昭和３７年大蔵省令第５２号）第２８条第３項に基づき、国の契約書類についても利用可能であること。また、地方自治法施行規則（昭和

２２年内務省令第２９号）第１２条の４の２に規定する総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成１５年総務省令第４８号）第２条第２項第１号に基づき、地方公共団体の契約書類についても利用可能であることを確認したい（以下「本照会①」という。）。

（２）照会者が提供する本サービスにおいて、契約書類の電子ファイルを本サービスのクラウドサーバーにアップロードし、契約書送信者及び契約書受信者がアクセスして契約締結業務を実施する仕組みが、契約事務取扱規則第２８条第２項に規定する方法による「電磁的記録の作成」に該当し、契約書類の作成に代わる電磁的記録の作成として、利用可能であることを確認したい（以下「本照会②」という。）。

５．確認の求めに対する回答の内容

（１）本照会①についての回答

ア　結論

本サービスによる電子署名は、電子署名法第２条第１項に規定する電子署名に該当すると認められる。したがって、契約事務取扱規則第２８条第３項に基づき、国の契約書が電磁的記録で作成されている場合の記名押印に代わるものとして、利用が可能であると考える。

また、地方自治法施行規則第１２条の４の２に定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第２条第２項第１号に基づき、地方公共団体の契約書についても利用可能であると考える。

イ　理由

電子署名法における「電子署名」とは、同法第２条第１項に規定されているとおり、（ア）電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって（同項柱書）、（イ）当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること（同項第１号）及び（ウ）当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること（同項第２号）のいずれにも該当するものである。

（ア）電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置の該当性

本サービスは、「契約内容が記録された「電磁的記録」（PDFファイル）」に対して、「サービス提供事業者である当社（注：照会者）の秘密鍵で暗号化を行い」、「PDFファイル内の署名情報の理由欄に電子署名者の氏名・行政機関名又は会社名・メールアドレスが記録され」（照会書８ページ参照）ることを前提とすれば、「電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であること」との要件を満たすことになると考える。

（イ）当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであることの該当性

本サービスでは、契約内容を記載したPDFファイルをクラウドサーバーにアップロードし、契約当事者双方がそれぞれ画面上で同意し、契約締結業務を実施する仕組みとなっている。この場合、契約当事者双方の当該操作の後に、サービス提供者である照会者により暗号化等されるサービスであるため、電子署名法第２条第１項第１号の「当該措置を行った者」が利用者であると評価し得るかどうかが問題となる。

この点、令和２年７月１７日に総務省、法務省及び経済産業省において公表している「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するＱ＆Ａ」（以下「Ｑ＆Ａ」という。）では、以下の解釈が示されている。

- 電子署名法第２条第１項第１号の「当該措置を行った者」に該当するためには、必ずしも物理的に当該措置を自ら行うことが必要となるわけではなく、例えば、物理的にはＡが当該措置を行った場合であっても、Ｂの意思のみに基づき、Ａの

意思が介在することなく当該措置が行われたものと認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はＢであると評価することができるものと考えられる。

- このため、利用者が作成した電子文書について、サービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化を行うこと等によって当該文書の成立の真正性及びその後の非改変性を担保しようとするサービスであっても、技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はサービス提供事業者ではなく、その利用者であると評価し得るものと考えられる。
- そして、上記サービスにおいて、例えば、サービス提供事業者に対して電子文書の送信を行った利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるものになっているなど、当該電子文書に付された当該情報を含めての全体を１つの措置と捉え直すことよって、電子文書について行われた当該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになる場合には、これらを全体として１つの措置と捉え直すことにより、「当該措置を行った者（＝当該利用者）の作成に係るものであることを示すためのものであること」という要件（電子署名法第２条第１項第１号）を満たすことになるものと考えられる。

本サービスは、上記Ｑ＆Ａの適用を前提に、「当該措置を行った者」（電子署名法第２条第１項第１号）の該当性を判断するべきであると考える。以上を踏まえて本件について以下のとおり検討する。

本サービスは、「契約書送信者及び契約書受信者の指示に基づき」、「サービス提供事業者である当社（注：照会者）の秘密鍵により、暗号化」（照会書９ページ参照）を行う事業者署名型の電子契約サービスであり、具体的には、契約書送信者が「本サービスにログインし、契約内容を記載したPDFファイルをクラウドサーバーにアップロードし」（照会書３ページ参照）、「本サービス上で契約書類の内容を確認し、必要に応じて承認ルートを設定した上で送信準備を行い、サービス上で契約書類の内容を確認・最終承認する操作を行います。画面上の送信ボタンをクリックすることにより、設定された承認ルートに従って承認依頼の電子メール通知がシステムより送信され、契約承認者が承認ボタンをクリックすることにより行われる承認ごとに電子署名を契約書のPDFファイルに付与」（照会書９ページ参照）する仕組みであるとのことである。

また、「承認ルート上のすべての契約承認者による承認作業の完了後、契約書受信者への契約書面の送信をシステムが実行」（照会書９ページ参照）し、「署名依頼メールが契約書受信者に送信され」（照会書３ページ参照）、「メール内のリンクをクリックして、本サービスのクラウドサーバー上の契約書類にアクセスし、内容を確認」（照会書４ページ参照）できる仕組みとのことである。契約書受信者は、「電子ファイルの内容を確認して、本サービスの画面上に表示された「書類の内容に同意」の旨の画面上の同意ボタンをクリックすることにより、設定されたすべての契約書受信者による署名依頼の確認完了後、サービス提供事業者である当社（注：照会者）の秘密鍵により、暗号化を行い、PDFファイルへの電子署名が完了」（照会書９ページ参照）する仕組みとのことである。

なお、「本サービスにおける暗号化措置は、物理的には当社（注：照会者）が実施しますが、クラウド上での処理は契約締結を行う契約書送信者及び契約書受信者の指示に基づき自動で行われるため、当社の関与は一切排除されており、契約締結を行う契約書送信者及び契約書受信者それぞれの意思のもとで、すべて実施されることから、当社の意思が介在する余地はありません。」（照会書９ページ参照）とのことである。

加えて、「契約書送信者及び契約書受信者（署名者）の端末と当社（注：照会者）のサーバーとの間を含むすべての通信は、TLS通信の強制適用によって暗号化されており、第三者によるなりすましや盗聴、改ざんのリスクは排除されています。」（照会書９ペ

ージ参照）とのことである。
また、「契約書送信者及び契約書受信者は、本サービスで電子署名した署名情報をAdobe Acrobat Readerに表示される「署名パネル」により電子署名の詳細を確認することができます。署名パネルには、契約書送信者が送信ボタン及び契約書受信者が同意ボタンをクリックすることにより機械的に付与された電子署名の情報内に、契約書送信者及び契約書受信者の行政機関名や会社名・氏名、メールアドレス及び同意日時が記録されており、さらに時刻認証業務認定事業者のタイムスタンプが記録される仕組み」（照会書１０ページ参照）とのことである。
以上より、本サービスが適用する電子署名は、利用者の指示に基づき、照会者や第三者の意思が介入する余地なく機械的に、サービス提供事業者である照会者の署名鍵により暗号化処理が実行される仕組みであり、本サービスは、「技術的・機械的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されている」ことが認められる。
以上のことを前提とすれば、「当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること」との要件を満たすことになると考える。

（ウ）当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであることの該当性
照会書によれば、本サービスの電子署名にはRSA方式の暗号アルゴリズムが使用されており、「PDFファイルには、事前にPDFファイルをハッシュ関数で求めたハッシュ値を秘密鍵で処理した暗号文を付与しており、この暗号文を公開鍵で復号したハッシュ情報は、本来、PDFファイルを再度ハッシュ関数でハッシュ値にしたものと合致する仕組みとなって」（照会書４ページ参照）おり、「ハッシュ値が合致していない場合、PDFファイルの文面等が変更されていることが明らかとなり、改変の有無を検知することができ」（照会書１０ページ参照）るとのことから、「当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること」との要件を満たすことになるものと考えられる。

以上から、照会者の提供する本サービスを用いた電子署名は、電子署名法第２条第１項における「電子署名」に該当すると考えられる。そのため、同項を引用する契約事務取扱規則第２８条第３項に基づき国の契約書についても利用可能であると考えられる。
また、地方自治法施行規則第１２条の４の２に定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第２条第２項第１号に基づき、地方公共団体の契約書についても利用可能であると考える。

（２）本照会②についての回答
ア　結論
本サービスにおいて、契約書類の電子ファイルを本サービスのクラウドサーバーにアップロードし、契約書送信者及び契約書受信者がアクセスして契約締結業務を行うことは、契約事務取扱規則第２８条第２項に規定する方法による「電磁的記録の作成」に該当し、契約書等の作成に代わる電磁的記録の作成として、利用可能であると考える。

イ　理由
契約事務取扱規則第２８条第２項は、同条第１項各号に掲げる書類等の作成に代わる電磁的記録の作成について、「各省各庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して当該書類等に記載すべき事項を記録する方法」によることを規定している。
この点について、本サービスは、「契約書送信者及び契約書受信者が電気通信回線であるインターネットを経由し、各所属する行政機関又は会社の使用しているコンピューター等の

電子計算機を用いて、当社（注：照会者）がクラウドサーバー上で提供する本サービスにアクセスし、本サービスに契約書類をアップロードした上で、契約書類にクラウド上で電子署名を付与することができ、また、契約書受信者が本サービスにアクセスし、クラウド上で内容を確認の上同意を行い、電子署名を付与する」（照会書１１ページ）する仕組みであることから、同条第２項の方法に該当するものと認められる。

（注）

本回答は、確認を求める対象となる法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された照会書の記載内容のみを前提として、現時点における見解を示したものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではない。また、電子署名サービスの安全性を担保するものではない。